

○ 経済産業省・財務省・内閣府関係株式会社商工組合中央金庫法施行規則第八十三条第一項第五号ニ、第八十四条第三号ハ及び第八十六条の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について経済産業大臣、財務大臣及び金融庁長官が別に定める事項（平成二十年金融庁・財務省・経済産業省告示第三号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削る。

	始　出　総	
		(単体自己資本比率を算出する場合における事業年度の開示事項)
第二条	〔略〕	
〔2・3	〔略〕	
4	〔略〕	
	〔一・二　略〕	
		三　イの額を直近に終了した事業年度末の為替レートでユーロに換算して得られたものが二千億ユーロを超える場合にあっては、次に掲げる事項
		イ　次に掲げる額の合計額
	(1)　〔略〕	
		(2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクスポージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクスポージャー方式（銀行法第十四条の二の規定に基づき、銀行がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第十九号）第七十九条の四に定めるところにより与
	イ　〔同左〕	
		(1)　〔同左〕
		(2)　デリバティブ取引等（先渡、スワップ、オプションその他の派生商品取引及び長期決済期間取引をいう。以下イにおいて同じ。）に関する額（デリバティブ取引等について算出したエクspoージャーの額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）及びデリバティブ取引等についてカレント・エクspoージャー方式で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

信相当額を算出する方式をいう。ロ及びハにおいて同じ。）

で計算したアドオンの額並びにプロテクションを提供するクレジット・デリバティブに係る想定元本の額の合計額をいう。）及びデリバティブ取引等に関連して現金で差し入れた証拠金の対価の額の合計額をいう。）

〔3)・(4) 略〕

〔ロ～ヲ 略〕

5

〔3)・(4) 同左〕

〔ロ～ヲ 同左〕

5

(単位：百万円)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ ロ ハ ニ			
	リスク・アセット	所要自己資本	当期末	前期末
〔略〕				

4

カウンターパーティ信用リスク

<u>うち、SA-CR適用分</u>				

〔項を削る。〕

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a・b 略〕

c 项番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ ロ ハ ニ			
	リスク・アセット	所要自己資本	当期末	前期末
〔同左〕				

4

カウンターパーティ信用リスク

<u>うち、カレント・エクspoージャー方式適用分</u>				

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

〔a・b 同左〕

c 项番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）

(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[d～j 略]

k 項番5 「カウンターパーティ信用リスクうち、SA-C C R適用分」の項には、

自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第一百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイ特を乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条第一項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号。第十四面において「平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号」という。）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポートージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。
の場合において、当該項には、カレント・エクスポートージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイ特を乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[m～pp 略]

[(第二面)～(第六面) 略]

(第七面)

[m～pp 同左]

[(第二面)～(第六面) 同左]

(第七面)

同じ。（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 同左]

k 項番5-1 「カウンターパーティ信用リスクうち、カレント・エクスポートージャー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第一百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイ特を乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 項番5-2 「カウンターパーティ信用リスクうち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第一百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び长期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイ特を乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

〔表略〕
(注)

〔同左〕
(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート・リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～m 傍〕

n 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行を含む。）向けエクスポート・リスクに係る額を記載すること。

〔o～gg 傍〕

(第八面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート・リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～h 傍〕

i 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート・リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～m 同左〕

n 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行を含む。）向けエクスポート・リスクに係る額を記載すること。

〔o～gg 同左〕

(第八面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート・リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。) に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～h 同左〕

i 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行（国際復興開発銀行、国際金

融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ(欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。)向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

[j~z 略]

〔第九面〕～〔第十三面〕 略

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1 : 手法別のかウンターパーティ信用リスク・エクスボージャー額

項目番号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ					
	再構築コスト	アドオ ン	実効EP	規制上のエク シヤー	信用リスク削 減手法の算定 によるエクシ ヤー	・アセ ツトの 適用後 額
$\frac{1}{S A - C}$ CR						

[j~z 同左]

〔第九面〕～〔第十三面〕 同左

(第十四面)

(単位：百万円)

CCR 1 : 手法別のかウンターパーティ信用リスク・エクスボージャー額

項目番号	イ ロ ハ ニ ホ ヘ					
	再構築コスト	アドオ ン	実効EP	規制上のエク シヤー	信用リスク削 減手法の算定 によるエクシ ヤー	・アセ ツトの 適用後 額
$\frac{1-1}{C R}$						

融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行(含む。)向けエクスボージャーに係る額を記載すること。

〔項を削る。〕

〔略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1 「SA-CCR」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定により SA-CCR を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、二欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b 平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスボージャー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスボージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスボージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及び二欄については斜線を付すこと。

〔c～f 略〕

g 項番6 「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、b により項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計

〔標準方式〕

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1-1 「カレント・エクスボージャー方式」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりカレント・エクスボージャー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。

b 項番1-2 「標準方式」の項には、自己資本比率告示第五十八条の規定により標準方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第五十八条第一項第一号の算式において 1.4 を乗ずる前の額を、二欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

額に加算した額を記載すること。

[h~k 略]

〔(第十五面) 略〕
〔(第十六面) 同左〕

〔(第十五面) 同左〕
〔(第十六面) 同左〕

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a~g 略]

h 項番6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及欧洲評議会開発銀行議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。) 向けエクスポート・セーフティ・アセットに係る額を記載すること。

[i~p 略]

〔(第十七面) ~ (第三十面) 略〕

〔i~p 同左〕

〔(第十七面) ~ (第三十面) 同左〕

(別紙様式第三号)

(第一面)

(別紙様式第三号)

(第一面)

(単位:百万円)

0V1:リスク・アセットの概要

0V1:リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番号	イロハ二			
	リスク・アセット	所要自己資本		
当中期	前中期	当中期	前中期	
期末	期末	期末	期末	期末

〔略〕

4 <u>5</u>	カウンターパーティ信用リスク うち、 <u>SA-CR適用分</u>			
〔項を削る。〕				
〔略〕				

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 项番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセント乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 略]

k 项番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七

国際様式 の該当番号	イロハ二			
	リスク・アセット	所要自己資本		
当中期	前中期	当中期	前中期	
期末	期末	期末	期末	期末

〔同左〕

4 <u>5-1</u>	カウンターパーティ信用リスク うち、 <u>カレント・エクスポート・ジヤー方式適用分</u>			
<u>5-2</u>	うち、標準方式適用分			

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 项番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8パーセント乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 同左]

k 项番5-1「カウンターパーティ信用リスク うち、カレント・エクスポート・ジヤー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第百三十九条

条第五項において準用する場合を含む。) の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三条规定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件(平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号。第十面において「平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号」という。)附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポート方式を用いる場合には、項目5と項目6との間に「カレント・エクスポート方式」との名称の項(項目番付ないこと。)を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポート方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[m~pp 略]

〔(第二面) ~ (第四面) 略〕

(第五面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート方式(リスク・ウェイトを直接に判定す

第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

1 項番5-2 「カウンターパーティ信用リスク うち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八条(自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。)の規定により算出した額に派生商品取引及び长期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額(イ欄及びロ欄)並びにこれに係る所要自己資本の額(ハ欄及びニ欄)をそれぞれ記載すること。

[m~pp 同左]

〔(第二面) ~ (第四面) 同左〕

(第五面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポート方式(リスク・ウェイトを直接に判定す

ることができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～m 略〕

n 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。)向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

〔o～gg 略〕

(第六面)

〔表略〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートージャー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～h 略〕

i 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。)向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

〔a～m 同左〕

n 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行を含む。)向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

〔o～gg 同左〕

(第六面)

〔同左〕

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポートージャー(リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。)に係る信用リスクは対象外とする。

〔a～h 同左〕

i 項番7 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投资基金、北欧投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行を含む。)向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

額を記載すること。

[j~z 略]

[(第七面) ~ (第九面) 略]

(第十面)

[j~z 同左]

[(第七面) ~ (第九面) 同左]

(第十面)

CCR 1 : 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額
(単位 : 百万円)

項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
再構築コスト	アドオ ン	実効EP E	規制上 のエク ジャー	信用リ スク削 減手法 適用後 の算定 に使用 される	リスク ・アセ シトの 額	
SA-CR						
〔項を削る。〕						
〔略〕						

CCR 1 : 手法別のカウンターパーティ信用リスク・エクスポートージャー額
(単位 : 百万円)

項目	イ	ロ	ハ	ニ	ホ	ヘ
再構築コスト	アドオ ン	実効EP E	規制上 のエク ジャー	信用リ スク削 減手法 適用後 の算定 に使用 される	リスク ・アセ シトの 額	
1-1	カレント ・エクス ポートージ 方式					
1-2	標準方式			1.4		
〔同左〕						
〔項を削る。〕						
〔略〕						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1 「SA-CR」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりSA-CRを用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項及び第十七項の規定により算出する額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第六項及び第十八項の規定により算出する額を、二欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

b 平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号附則第一条第一項の規定によりカレント・エクスポート・ジャーワー方式を用いる場合には、項番1と項番2との間に「カレント・エクスポート・ジャーワー方式」との名称の項（項番は付かないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポート・ジャーワー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については平成三十年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号による改正前の自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額をそれぞれ記載し、ハ欄及び二欄については斜線を付すこと。

[c~f 略]

g 項番6 「合計」の項へ欄には、項番1から項番5までの項へ欄の合計額を記載すること。ただし、bにより項を追加した場合にあっては、当該項のへ欄の額を当該合計額に加算した額を記載すること。

[h~k 略]

〔(第十一面) 略〕
(第十二面)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

a 項番1-1 「カレント・エクスポート・ジャーワー方式」の項には、自己資本比率告示第五十七条の規定によりカレント・エクスポート・ジャーワー方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、イ欄については自己資本比率告示第五十七条第二項各号に掲げる額を、ロ欄については自己資本比率告示第五十七条第三項各号に掲げる額を、それぞれ記載すること。

b 項番1-2 「標準方式」の項には、自己資本比率告示第五十八条の規定により標準方式を用いて算出した額を記載すること。ただし、ハ欄については自己資本比率告示第五十八条第一項第一号の算式において1.4を乗ずる前の額を、二欄については「1.4」を、それぞれ記載すること。

[表略]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 略]

h 項番6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北歐投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ、欧洲評議会開発銀行及びアジアインフラ投資銀行を含む。) 向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

[i～p 略]

[(第十三面)～(第二十四面) 略]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ	ロ	ハ	ニ
	リスク・アセット	所要自己資本		
当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末	

[同左]

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a～g 同左]

h 項番6 「国際開発銀行向け」の項には、国際開発銀行(国際復興開発銀行、国際金融公社、多数国間投資保証機関、国際開発協会、アジア開発銀行、アフリカ開発銀行、欧洲復興開発銀行、米州開発銀行、欧洲投資銀行、欧洲投資基金、北歐投資銀行、カリブ開発銀行、イスラム開発銀行、予防接種のための国際金融ファシリティ及び欧洲評議会開発銀行を含む。) 向けエクスポートージャーに係る額を記載すること。

[i～p 同左]

[(第十三面)～(第二十四面) 同左]

(別紙様式第七号)

(第一面)

(単位：百万円)

0V1：リスク・アセットの概要

国際様式 の該当番 号	イ	ロ	ハ	ニ
	リスク・アセット	所要自己資本		
当四半 期末	前四半 期末	当四半 期末	前四半 期末	

〔略〕	
4	カウンターパーティ信用リスク うち、 <u>SA-CR適用分</u>
5	〔項を削る。〕

〔同左〕	
4	カウンターパーティ信用リスク うち、 <u>カレント・エクスポート・セイシヤー方式適用分</u>
5-2	うち、標準方式適用分

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 略]

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8ペーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 略]

k 項番5「カウンターパーティ信用リスク うち、SA-CR適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第二百三十九条第五項及び第二百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、自己資本比率告示において使用する用語の例によるものとする。

[a・b 同左]

c 項番2「信用リスク うち、標準的手法適用分」の項には、自己資本比率告示第二十五条第一項に規定する信用リスク・アセットの額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（リスクの種類に応じ、リスク・アセットの額の合計額に8ペーセントを乗じて得た額又はリスク相当額の合計額をいう。以下この面において同じ。）（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

[d～j 同左]

k 項番5-1「カウンターパーティ信用リスク うち、カレント・エクスポート・セイシヤー方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十七条（自己資本比率告示第二百三十九条第五項及び第二百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）並びにこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

1 株式会社商工組合中央金庫法第二十三第二項の規定に基づき、株式会社商工組合中央金庫がその経営の健全性を判断するための基準等の一部を改正する件（平成三十一年金融庁・財務省・経済産業省告示第四号）附則第二条第一項の規定によりカレント・エクスポートージャー方式を用いる場合には、項番5と項番6との間に「カレント・エクスポートージャー方式」との名称の項（項番を付さないこと。）を追加すること。この場合において、当該項には、カレント・エクスポートージャー方式により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。

[m~pp 略]

[(第二面) ~ (第四面) 略]

[m~pp 同左]

[(第二面) ~ (第四面) 同左]

1 項番5-2 「カウンターパーティ信用リスクうち、標準方式適用分」の項には、自己資本比率告示第五十八条（自己資本比率告示第百三十九条第五項及び第百四十七条第五項において準用する場合を含む。）の規定により算出した額に派生商品取引及び長期決済期間取引の相手方に適用されるリスク・ウェイトを乗じた額の合計額（イ欄及びロ欄）及びこれに係る所要自己資本の額（ハ欄及びニ欄）をそれぞれ記載すること。

備考 表中の〔 〕の記載及び対象規定の二重傍線を付した部分を除く全体に付した傍線は注記である。